

平成30年度 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料
設 定		汚染土壌処理業譲渡及び譲受等承認申請手数料 - 千円
		廃棄物処理関係手数料 - 千円
		消防関係手数料 4万8千円
改 定	湯の山温泉館入館料 122万3千円	使用済自動車破砕業変更許可申請手数料 - 千円
	道路占用料 1億985万8千円	都市計画関係手数料 - 千円
	公園使用料 418万5千円	消防関係手数料 8万5千円
計	3 件 1億1,526万6千円	6 件 13万3千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定等に伴う増収見込額（通年ベース）である。

2 使用料

改定

◆ 湯の山温泉館入館料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
12歳以上の者	1人1回につき 350円	380円

② 使用料の額の考え方

県の公衆浴場入浴料金の統制額改正に鑑み改定する。

③ 実施時期 31年4月1日（利用料金制を導入している施設であり、次期指定管理期間の始期に合わせて改定）

④ 増収見込額 122万3千円 (通年ベース)

◆ 道路占用料

① 主な内容

区 分		級地区分	現 行	改 定
第2種電柱	1本1年につき	1級地	1,800円	2,100円
		2級地	1,300円	1,400円
		3級地	750円	770円

② 使用料の額の考え方

市域内の級地区分ごとの道路価格及び使用料率（地価に対する賃料の割合）を考慮し改定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 1億985万8千円 (通年ベース)

◆ 公園使用料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
電柱その他これに類するもの	1本1年につき 1,200円	1,400円

② 使用料の額の考え方

道路占用料の改定に準じて改定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 418万5千円
(通年ベース)

3 手数料

(1) 設定

◆ 汚染土壌処理業譲渡及び譲受等承認申請手数料

① 主な内容

土壌汚染対策法の改正に伴うもの。

区 分	金 額
汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	1件につき 120,000円

② 手数料の額の考え方

実費を考慮し設定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 廃棄物処理関係手数料

① 主な内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴うもの。

区 分	金 額
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1件につき 147,000円

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に設定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 消防関係手数料

① 主な内容

高圧ガス保安法の改正（第5次地方分権一括法）による県からの権限移譲に伴うもの。

区 分	金 額
高圧ガス容器検査手数料	内容積500リットルの 容器1個につき 16,000円

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に設定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 4万8千円
(通年ベース)

(2) 改定

◆ 使用済自動車破砕業変更許可申請手数料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
使用済自動車破砕業変更許可申請手数料	1件につき 75,000円	67,000円

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に改定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
砂利採取計画認可申請手数料	1件につき 37,000円	33,900円

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に改定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 消防関係手数料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
危険物貯蔵所設置許可申請 手数料	準特定屋外タンク貯 蔵所1件につき 530,000円	570,000円

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に改定する。

③ 実施時期 30年4月1日

④ 増収見込額 8万5千円
(通年ベース)